

# 北海道教育大学附属図書館札幌館ラーニング・コモنزの利用に関する申合せ

令和3年2月22日 附属図書館札幌館長決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、ラーニング・コモنزに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ラーニング・コモنز)

第2条 ラーニング・コモنزとは、プレゼンテーションルーム、グループワークエリア、ブラウジングエリア、グローバルラウンジで構成する、北海道教育大学附属図書館札幌館（以下「札幌館」という。）内の本学学生の学習活動等を支援するための区域をいう。

(開放時間)

第3条 ラーニング・コモنزは、札幌館の開館時間内に利用できるものとする。

(利用者及び利用目的等)

第4条 ラーニング・コモنزは、北海道教育大学附属図書館利用内規（以下「内規」という。）第2条第3項第1号から第4号に規定する利用者（以下「利用者」という。）が、次の活動のために利用できるものとする。

- (1) 自主的な学習活動及びその支援
- (2) プレゼンテーション、ポスターセッション、シンポジウム、パネルディスカッション、講演会、セミナー、ワークショップ等の開催
- (3) 図書館資料の利用、又は情報検索活用等、図書館を活用して行う教育・研究活動
- (4) その他札幌館長が認めた活動

2 利用者は、ラーニング・コモنزに設置された机、椅子、機器類等の物品を、自由に利用できるものとする。

3 利用者は、札幌館長の承認を受けたときは、プレゼンテーションルームの一部又は全部を、次に掲げる活動のために、占有して利用することができる（以下「占有利用」という。）。

- (1) 本学の授業（定期的なものを除く。）
- (2) 教育・研究を目的としたグループ活動等
- (3) その他、教育・研究を目的とした行事等で札幌館長が認めた活動

4 占有利用を希望する者は、内規第2条第3項第1号及び2号に規定する利用者にあつては利用を希望する日の1週間前から前日までの間に、同項第3号及び第4号に規定する利用者にあつては30日前から前日までの間に、別に定

める方法により、占有利用の申込みを行うものとする。

- 5 札幌館長は、前項の申込みがあったときは、他に利用する必要がある場合等特段の場合（既に前項の申込みがなされている場合を含む。）を除き、これを承認するものとする。

（学外者の利用）

第5条 内規第2条第3項第5号に規定する者は、次の目的のために、ラーニング・コモンズを利用できるものとする。ただし、プレゼンテーションルームについては、プレゼンテーションルームにおいて行われる行事等に参加する場合の利用に限るものとする。

- (1) 館内資料の利用
- (2) 本学がラーニング・コモンズにおいて開催する行事等への参加
- (3) その他札幌館長が認めた活動  
（禁止事項等）

第6条 ラーニング・コモンズにおいては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 大声での会話及び携帯電話等による通話
- (2) 飲食（蓋付の飲料を除く）
- (3) 学習活動に関係しない機器等の使用
- (4) 各種勧誘活動
- (5) 募金活動
- (6) 物品販売
- (7) 許可のない掲示
- (8) 設置又は貸与された機器及び物品の無断持ち出し
- (9) そのほか周囲の妨げとなる行為

- 2 利用者は、利用した物品を原状に復さなければならない。

（庶務）

第7条 この申合せに関する事務は、事務局学術情報室が取り扱う。

（雑則）

第8条 この申合せに定めるもののほか、ラーニング・コモンズに関し必要な事項は別に定める。

- 2 この申合せの改廃は、附属図書館札幌館運営委員会の議を経て、札幌館長が決定する。

#### 附 則

- 1 この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 附属図書館札幌館ラーニング・コモンズ運用方針（平成30年4月27日附属図書館札幌館運営委員会決定）は廃止する。